

2018年10月21日

アールイー・パートナーズ株式会社 御中

風力発電の真実を知る会  
代表 佐々木邦夫

北海道海鳥保全研究会  
代表 長谷部 真

「(仮称) えりも風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見書

- 事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）において、今後、住宅等の利用状況によっては、風力発電機の設置対象エリアとして検討することがある。となっているが、住宅等が近隣に分布しているため、景観や自然環境に影響を与えることが十分考えられるため、当初から除外すべきである。
- 事業実施想定区域（案）の区域内及び周囲には住宅等が分布することから、これらの施設の周囲 500mの範囲については、現時点では風力発電機の設置対象区域から除外。と記載されているが、この周囲は風力発電機の中心より直径 500mを指しているのか？ そうなのであれば、経済産業省の事故報告書で 2013 年 4 月 7 日に発生した、ウィンドパーク笠取発電所 CK-19 号機風車の事故報告書に見る通り、事故によりブレード破片が約 370m以上飛散していることなどを鑑みて、現段階で考えている距離の最低でも倍以上離すべきである。住宅等に被害を与える可能性があるばかりか、部品やオイル等の飛散も考えられ自然環境により影響を与える恐れがある。また、現時点では、と明記されているが、今後変更もあると受け止めることができ非常にあいまいさを感じるため、当初からはっきりとした計画を立てるべきである。
- えりも町管内においては、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来やオジロワシ・オオワシの越冬も確認されており、ハヤブサ・オオタカ・クマタカの生息も確認されている。EADAS の鳥類の渡りルートでも確認できる貴重な場所である。また、哺乳類においては、絶滅危惧類であるニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、トドの生息地であり、さらに鳥類においては、絶滅危惧類であるチシマウガラスをはじめ 258 種の野鳥が確認されている。風力発電機への直接的な影響、行動の変化による影響も含め影響評価をすべきであり、生物が利用する可能性の高い環境と生息地を重視し、環境影響評価を実施する必要がある。

- 環境省では、えりも岬やその周辺の沿岸域を生物多様性の観点や、海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に、重要度の高い海域として抽出され国際的にも国内においても海洋環境の保全を進めることが強く求められている事からも、風力発電施設建設後、海洋生物等に影響が出た場合を考え、えりも漁業組合等の関係機関と予め漁業補償などの協定を組むことを望む。
- 環境省において2010年に国立公園の指定候補地とし評価を行い、えりも町においては、国立公園の指定推進を図るために、2015年観光協会での国立公園化に向けた活動を行う決議とともに、同年6月に開催された自民党移動政調会においても観光協会から要望が出されるなど、国立公園化に向けた活動を行っていることなどから、太古からの自然環境や景観を損なわないためにも、また、環境保全や環境保護を考えても巨大かつ多数の風力発電施設を建設することは望ましくない。
- えりも町には、江戸幕府の公金で開削された蝦夷地最初の山道の一つである猿留山道があり、2009年6月えりも町文化財に指定されている。事業実施想定区域内を通り山道にたどり着くが、町内外から多くの参加者が猿留山道を歩き、日高南部の自然と歴史を楽しんでいるところでもある。よって景観の破壊や周遊ルートにも影響が出ることが考えられる。
- 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観を愛する全国・全世界の多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回すべきである。
- 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境アセスメント図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により元の環境を復元することも明記する必要がある。

以 上